

平成二年法律第二十九号

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の發行に関する法律

第一条 政府は、天皇陛下御即位を記念するた
め、通貨の單位及び貨幣の發行等に関する法律
(昭和六十二年法律第四十二号)第五條第二項
に規定するもののほか、十萬円の貨幣を發行す
ることができる。

第二条 前條の規定により發行する貨幣につ
いては、通貨の單位及び貨幣の發行等に関する法律
第四條、第五條第三項及び第六條から第十條ま
での規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。